

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和8年1月27日

令和8年度国民健康保険財政の基盤安定化を図るための諮問に対する答申について

資 料

1. 国民健康保険税の税率・税額の見直しについて ······ 1~13

2. 答申書（写） ······ 14~16

【参考】子ども・子育て支援金制度が開始します ······ 17~18

町 民 課

令和8年度国民健康保険財政の基盤安定化を図るための 諮問に対する答申について

1. 国民健康保険税の税率・税額の見直しについて

1 国民健康保険の現状について

国民健康保険財政については、医療の高度化や、高齢化による診療回数の増などの要因により、一人当たりの保険給付費が増加傾向である一方、被保険者数の減少により保険税収入は減少しています。

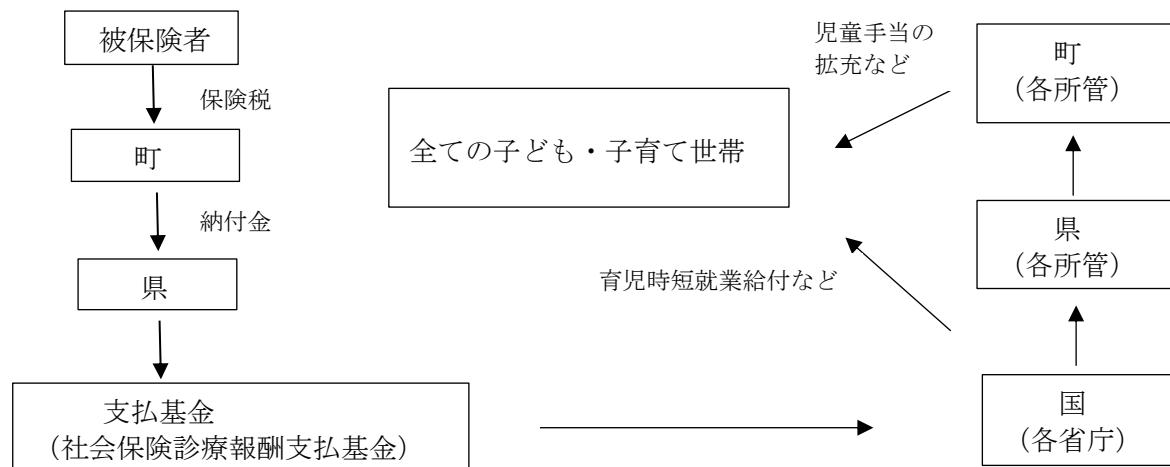
国民健康保険の被保険者は低所得者の割合が高いため、独立採算制の原則に基づいて運営する場合、低所得者への負担が大きくなり、生活を圧迫することが予想されます。さらに、物価高騰が続く中、被保険者の生活は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中で、特定健康診査や特定保健指導により、保険給付費の抑制が期待されています。また、国民健康保険財政調整基金の活用により財源を確保することで、医療給付費分・後期高齢者支援金分、介護納付金分については税率等を据え置きとすることが可能になります。

2 子ども・子育て支援金制度の創設について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帶の仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。これに伴い、国民健康保険においては令和8年度の保険税から子ども・子育て支援納付金分の保険税の賦課徴収が必要となります。なお、保険税の徴収は令和8年度から令和10年度にかけて、段階的に行われます

【国民健康保険の子ども・子育て支援金の納付金から子ども・子育て世帯への支援へのしくみ】



3 国民健康保険被保険者の現状について

① 年齢階層別被保険者数について

令和7年11月30日現在の被保険者数は5,847人となっています。そのうち、65歳以上は2,670人で約46%を占めています。

	被保険者数	被保険者割合
0歳～4歳	53人	0.9%
5歳～9歳	105人	1.8%
10歳～14歳	125人	2.1%
15歳～19歳	121人	2.1%
20歳～24歳	130人	2.2%
25歳～29歳	136人	2.3%
30歳～34歳	138人	2.4%
35歳～39歳	227人	3.9%
40歳～44歳	316人	5.4%
45歳～49歳	338人	5.8%
50歳～54歳	441人	7.5%
55歳～59歳	465人	7.9%
60歳～64歳	582人	10.0%
65歳～69歳	1,045人	17.9%
70歳～74歳	1,625人	27.8%
合計	5,847人	100.0%

② 世帯構成及び所得状況について

令和7年11月30日現在の世帯構成については、単身世帯が最も多く、国民健康保険加入世帯の割合で69.0%となっています。

また、所得200万円以下及び未申告者の所得状況については、3,129世帯75.9%となっています。

なお、国民健康保険税を1か月でも課税した世帯の合計になります。

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人以上世帯	合計
令和7年11月30日時点	2,842	977	195	68	37	4,119
	69.0%	23.7%	4.7%	1.7%	0.9%	100.0%

所得状況	世帯数	割合
未申告	100	2.4%
100万円以下	2,196	53.3%
100万円～200万円	833	20.2%
200万円～300万円	439	10.7%
300万円～400万円	219	5.3%
400万円～500万円	112	2.7%
500万円～600万円	58	1.4%
600万円～700万円	50	1.2%
700万円～800万円	23	0.6%
800万円～900万円	18	0.4%
900万円～1,000万円	7	0.2%
1,000万円～2,000万円	41	1.0%
2,000万円以上	23	0.6%
合計	4,119	100.0%

4 国民健康保険事業費納付金※の推移

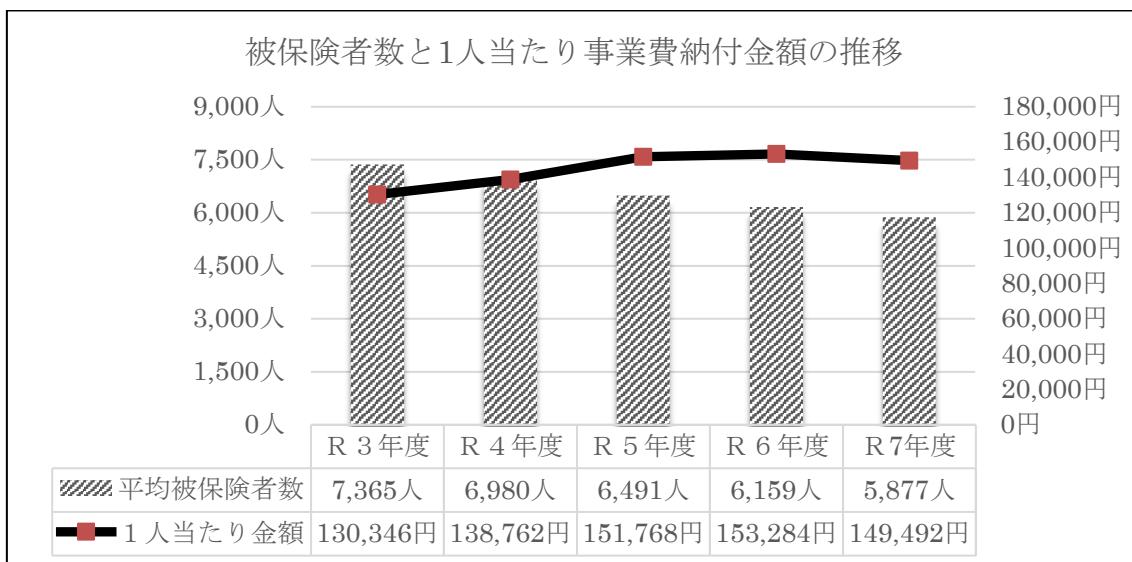
国民健康保険事業費納付金の推移については、医療給付費が年々減少している中で、事業費納付金の額は年度ごとに増減があります。

また、事業費納付金に対する一人当たりの金額については、被保険者数が年々減少している状況にありますが、令和4年度以降増加傾向となっています。

国民健康保険事業費納付金の推移

年度	事業費納付金額
令和4年度	968,558,062円
令和5年度	985,123,128円
令和6年度	944,078,651円
令和7年度	878,548,753円
令和8年度	917,933,000円

(令和8年度については、予算額を記載。)



※ 国民健康保険事業費納付金

市町村の保険給付等に要する費用を賄うために、都道府県が市町村から徴収する負担金。医療給付費・後期高齢者支援金・介護納付金が含まれております。令和8年度からは、子ども・子育て支援納付金が含まれます。

5 令和8年度の国民健康保険税収納必要額

必要な経費(A)	-	現年度保険税以外の 収納見込額(B)	=	収納必要額(C)
928,164千円		248,140千円		680,024千円

内訳

必要な経費（A）		現年度保険税以外の収入見込額（B）
事業費 納付金	医療給付費分 後期高齢者支援金分 介護納付金分 子ども・子育て支援納付金分 その他（葬祭費、出産育児一時金等）	592,782千円 221,930千円 81,810千円 21,411千円 10,231千円
	合計	928,164千円
		特別交付金 基盤安定繰入金 法定内繰入金 滞納分保険税 その他(第三者納付金、延滞金等)
		48,519千円 158,242千円 11,423千円 24,144千円 5,812千円
		合計
		248,140千円

6 子ども・子育て支援金制度導入後の保険税率等での収納見込額

子ども・子育て支援金制度導入後の保険税率等で令和8年度の収納見込みを算出した場合、収納必要額 680,024 千円に対し、収納見込額は 673,758 千円となり、6,266 千円が不足することが見込まれます。この不足額については、基金の取り崩しにより財源を確保する必要があります。

収納必要額(C)	-	子ども・子育て支援金制度導入後 の保険税率等の収納見込額(D)	=	不足額(E)
680,024千円		673,758千円		6,266千円

歳入	現年度保険税以外 の収納額 248,140千円	収納必要額 680,024千円	不足額 6,266千円
		子ども・子育て支援納付金制度導入後 の保険税率等の収納見込額 673,758千円	
歳出	事業費納付金総額・その他経費 928,164千円		

7 国民健康保険運営協議会における審議結果

		医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		子ども・子育て支援納付金分		合計 (収納見込額の計)	合計① (各収納見込み額の千円未満を切り捨てした合計)	設定保険税率での不足額② 収納必要額680,024千円 -①	財政調整基金取り崩し可能額③ R7年度末基金保有額 50,592千円	一般会計繰入額④ (②-③)
		現行税率額	現行との差額	現行税率額	現行との差額	現行税率額	現行との差額	現行税率額	現行との差額					
現行税率	調定額	443,262,326円		183,796,095円		63,342,600円		—		661,128,017円	661,127千円	—	—	—
	収納見込額	424,468,003円		176,003,140円		60,656,874円		—						
	不足額	-232,003円		-1,559,140円		2,895,126円		—						
	所得割	6.80%	—	3.10%	—	2.60%	—	—	—					
	均等割	26,500円		14,500円	—	13,600円	—	—	—					
税率等の改正なし、子ども分のみ増(改定率1.91%)	平等割	21,000円	—	—	—	—	—	—	—	673,759,809円	673,758千円	現行税率に比べ 12,631千円の増	取り崩し額 6,266千円	0円
	調定額	443,262,326円		183,796,095円		63,342,600円		13,191,095円						
	収納見込額	424,468,003円		176,003,140円		60,656,874円		12,631,792円						
	不足額	-232,003円		-1,559,140円		2,895,126円		5,160,208円						
	所得割	6.80%	0.00%	3.10%	0.00%	2.60%	0.00%	0.20%	—					
6	均等割	26,500円	円	14,500円	円	13,600円	円	1,200円	—	673,759,809円	673,758千円	現行税率に比べ 12,631千円の増	取り崩し額 6,266千円	0円
	平等割	21,000円	0円	—	—	—	—	—	—					

*改定率1.91%についても、現行税率等で導き出した算出方法と同様に、子ども・子育て支援納付金分が追加されることで想定される調定額に、被保険者の減少から導き出した所得減少率及び予定収納率を掛け、算出しています。

8 国民健康保険税率等の改正概要（施行日：令和8年4月1日）

① 一部改正の内容

国民健康保険税の税率・税額表

改正案：6ページ（改定率1.91%）

（金額は年額）

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
所得割率(現行)	6.8/100	3.1/100	2.6/100	—
〃 (改正案)	6.8/100 改定なし	3.1/100 改定なし	2.6/100 改定なし	0.2/100 (創設)
均等割額(現行)	26,500円	14,500円	13,600円	—
〃 (改正案)	26,500円 改定なし	14,500円 改定なし	13,600円 改定なし	1,200円 (創設)
平等割額(現行)	21,000円			
〃 (改正案)	21,000円 改定なし			

② 保険税の収入見込額

	現行(A)	改正案(B)	差引(B)-(A)
医療給付費分	4億2,447万円	4億2,447万円	0円
後期高齢者支援金分	1億7,600万円	1億7,600万円	0円
介護納付金分	6,066万円	6,066万円	0円
子ども・子育て支援納付金分	—	1,263万円	1,263万円
計	6億6,113万円	6億7,376万円	1,263万円
一人当たり保険税	117,388円	119,631円	2,243円

※ 推計平均被保険者数は、5,632人として算定。

③ 改正後の保険税額と軽減額

区分		保険税額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額
均等割	医療給付費分	26,500円	18,550円	13,250円	5,300円
	後期高齢者支援金分	14,500円	10,150円	7,250円	2,900円
	介護納付金分	13,600円	9,520円	6,800円	2,720円
	子ども・子育て支援納付金分	1,200円	840円	600円	240円
平等割	医療給付費分	21,000円	14,700円	10,500円	4,200円
	後期高齢者支援金分				
	介護納付金分				
	子ども・子育て支援納付金分				

2人世帯の場合の所得限度額

- 7割軽減 43万円以下
- 5割軽減 104万円以下(43万円+2人×30.5万円)
- 2割軽減 155万円以下(43万円+2人×56万円)

9 国民健康保険税税率等改正による個別世帯の影響

●家族状況（70歳以上単身世帯、年金収入）

名前	続柄	年齢	年金収入	年金所得
大磯太郎	世帯主	70歳	1,500,000円	400,000円

この世帯は、7割軽減世帯に該当。

世帯員 介護分 子ども分	1人 0人 1人	現行	1. 91%UP
			改正後
医療給付費分	(1) 所得割	0円	0円
	(2) 均等割	26,500円	26,500円
	(あ) 7割軽減	18,550円	18,550円
	(3) 平等割	21,000円	21,000円
	(い) 7割軽減	14,700円	14,700円
	(2)-(あ)+(3)-(い)	14,250円	14,250円
	(A) 合計	14,250円	14,250円
	(a) 調整	14,200円	14,200円
後期高齢者 支援金分	(1) 所得割	0円	0円
	(2) 均等割	14,500円	14,500円
	(あ) 7割軽減	10,150円	10,150円
	(2) - (あ)	4,350円	4,350円
	(B) 合計	4,350円	4,350円
	(b) 調整	4,300円	4,300円
介護納付金分	(1) 所得割	0円	0円
	(2) 均等割	0円	0円
	(C) 合計	0円	0円
	(c) 調整	0円	0円
子ども・子育て 支援納付金分	(1) 所得割	0円	0円
	(2) 均等割	0円	1,200円
	(あ) 7割軽減	0円	840円
	(2) - (あ)	0円	360円
	(D) 合計	0円	360円
	(d) 調整	0円	300円
年間税額 (a) + (b) + (c) + (d)		18,500円	18,800円

(現行より年額で300円増)

●家族状況（65歳以上 2人世帯、年金収入）

名前	続柄	年齢	年金収入	年金所得
大磯太郎	世帯主	70歳	800,000円	0円
大磯花子	妻	68歳	300,000円	0円

この世帯は、7割軽減世帯に該当。

世帯員 介護分 子ども分	2人 0人 2人	現行	1. 91%UP
			改正後
医療給付費分	(1) 所得割	0円	0円
	(2) 均等割	53,000円	53,000円
	(あ) 7割軽減	37,100円	37,100円
	(3) 平等割	21,000円	21,000円
	(い) 7割軽減	14,700円	14,700円
	(2)-(あ)+(3)-(い)	22,200円	22,200円
	(A) 合計	22,200円	22,200円
	(a) 調整	22,200円	22,200円
後期高齢者 支援金分	(1) 所得割	0円	0円
	(2) 均等割	29,000円	29,000円
	(あ) 7割軽減	20,300円	20,300円
	(2) - (あ)	8,700円	8,700円
	(B) 合計	8,700円	8,700円
	(b) 調整	8,700円	8,700円
介護納付金分	(1) 所得割	0円	0円
	(2) 均等割	0円	0円
	(C) 合計	0円	0円
	(c) 調整	0円	0円
子ども・子育て 支援納付金分	(1) 所得割	0円	0円
	(2) 均等割	0円	2,400円
	(あ) 7割軽減	0円	1,680円
	(2) - (あ)	0円	720円
	(D) 合計	0円	720円
	(d) 調整	0円	700円
年間税額 (a) + (b) + (c) + (d)		30,900円	31,600円

(現行より年額で700円増)

●家族状況（60歳以上2人世帯、年金収入・給与収入）

名前	続柄	年齢	給与収入	給与所得
大磯太郎	世帯主	67歳	3,000,000円	1,920,000円
			年金収入	年金所得
			2,000,000円	900,000円
大磯花子	妻	64歳	給与収入	給与所得
			1,000,000円	450,000円

世帯員 介護分 子ども分	2人 1人 2人	現行	1. 91%UP
			改正後
医療給付費分	(1) 所得割	163,880円	163,880円
	(2) 均等割	53,000円	53,000円
	(3) 平等割	21,000円	21,000円
	(A) 合計	237,880円	237,880円
	(a) 調整	237,800円	237,800円
後期高齢者 支援金分	(1) 所得割	74,710円	74,710円
	(2) 均等割	29,000円	29,000円
	(B) 合計	103,710円	103,710円
	(b) 調整	103,700円	103,700円
介護納付金分	(1) 所得割	520円	520円
	(2) 均等割	13,600円	13,600円
	(C) 合計	14,120円	14,120円
	(c) 調整	14,100円	14,100円
子ども・子育て 支援納付金分	(1) 所得割	0円	4,820円
	(2) 均等割	0円	2,400円
	(D) 合計	0円	7,220円
	(d) 調整	0円	7,200円
年間税額 (a) + (b) + (c) + (d)		355,600円	362,800円

(現行より年額で7,200円増)

●家族状況（夫婦、子ども1人世帯、給与収入）

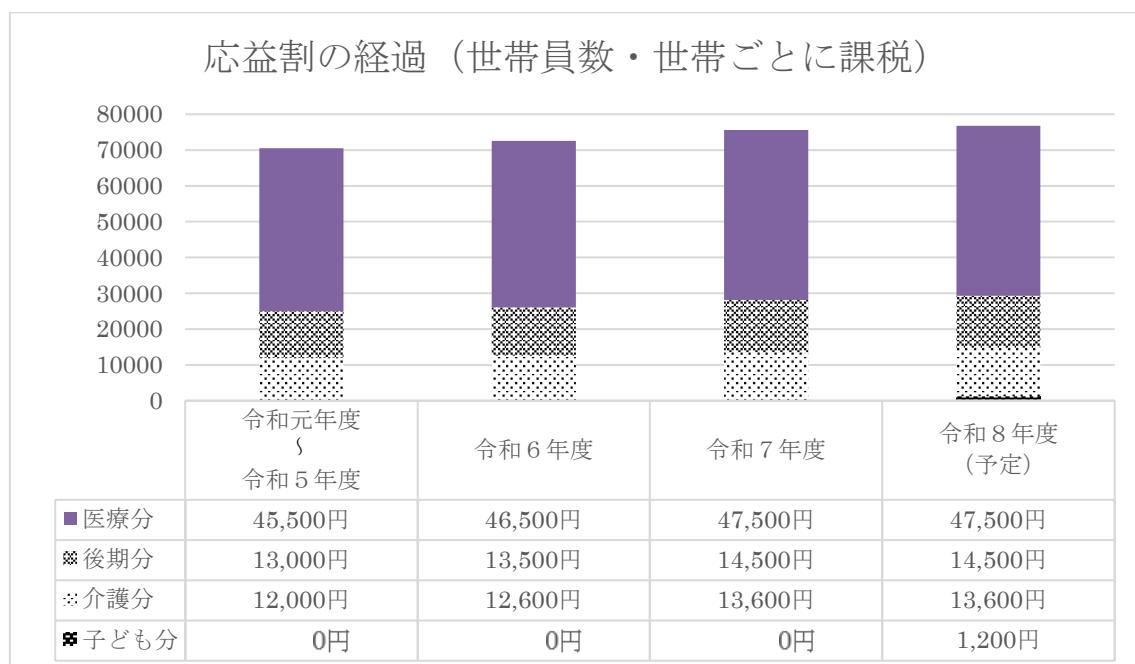
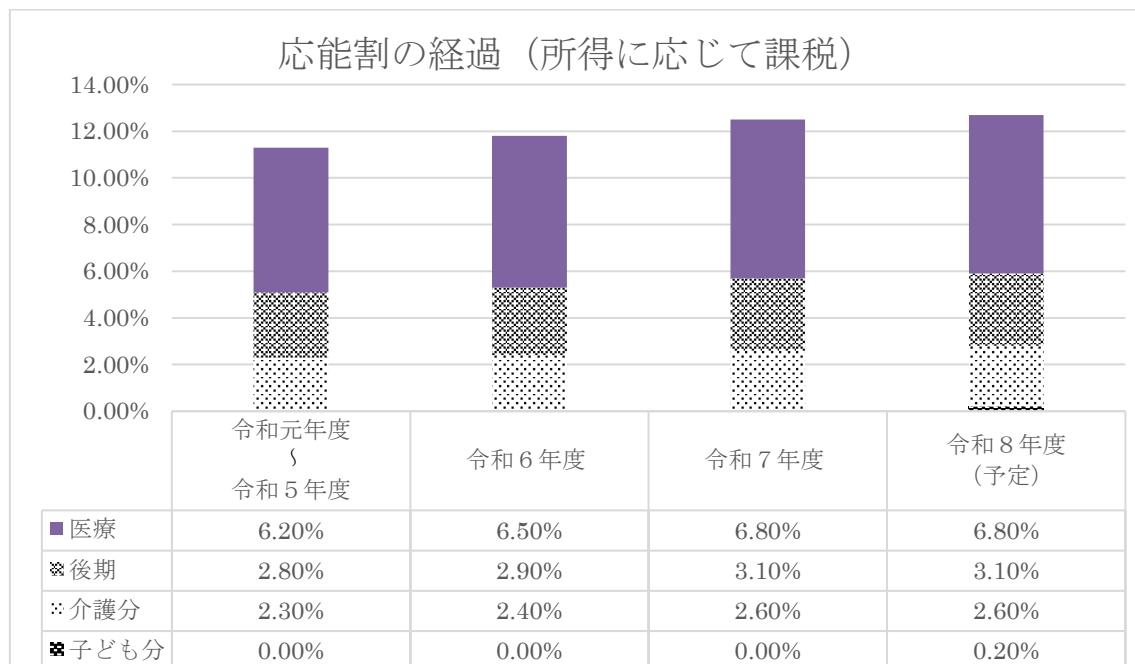
名前	続柄	年齢	給与収入	給与所得
大磯太郎	世帯主	45歳	4,000,000円	2,760,000円
大磯花子	妻	38歳	0円	0円
大磯次郎	子	15歳	0円	0円

世帯員 介護分 子ども分	3人 1人 2人	現行	1.91%UP 改正後
医療給付費分	(1) 所得割	158,440円	158,440円
	(2) 均等割	79,500円	79,500円
	(3) 平等割	21,000円	21,000円
	(A) 合計	258,940円	258,940円
	(a) 調整	258,900円	258,900円
後期高齢者 支援金分	(1) 所得割	72,230円	72,230円
	(2) 均等割	43,500円	43,500円
	(B) 合計	115,730円	115,730円
	(b) 調整	115,700円	115,700円
介護納付金分	(1) 所得割	60,580円	60,580円
	(2) 均等割	13,600円	13,600円
	(C) 合計	74,180円	74,180円
	(c) 調整	74,100円	74,100円
子ども・子育て 支援納付金分	(1) 所得割	0円	4,660円
	(2) 均等割	0円	2,400円
	(D) 合計	0円	7,060円
	(d) 調整	0円	7,000円
年間税額 (a) + (b) + (c) + (d)		448,700円	455,700円

(現行より年額で7,000円増)

10 令和元年度以降の国民健康保険税率等の経過

令和元年度以降の保険税の税率等を比較しました。



※均等割は、世帯員全員に課税するものです。

※平等割は、世帯ごとに課税するものです。

2.答申書（写）

磯運協第1号
令和7年12月26日

大磯町長 池田 東一郎 様

大磯町国民健康保険連帯協議会
会長 森久保 玲子



答申書

令和7年7月2日付、磯町第63号をもって諮問のありました件について、審議の結果、次のとおり答申します。

1 諒問事項

- (1) 医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に対する賦課税率等の見直しについて
- (2) 「子ども・子育て支援金制度」の創設に伴う賦課税率等について

2 答申

上記の諮問事項については、審議の結果、(1)は賦課税率等を据え置きとし、(2)は賦課税率等を次のとおりとすることが適当であるとの結論に達した。

3 答申理由

- (1) 医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に対する賦課税率等の見直しについて

令和8年度の国民健康保険税率等（以下、「保険税率」という。）を改定するにあたり、令和8年度の被保険者数は、後期高齢者医療保険への移行や国の制度改正に伴う社会保険の適用拡大等により、減少が見込まれる。

令和8年度の国民健康保険税（以下、「保険税」という。）の収入の見込みについては、被保険者の減少に伴い減少傾向にあるが、医療の高度化や、高齢化による診療回数の増などの要因により、一人当たり給付費は依然として増加傾向である。

一方で、国民健康保険の被保険者については、低所得者の加入割合が高いことから、独立採算制の原則に基づいて保険税率を設定した場合、低所得者層の被保険者への負担が大きくなり、生活を圧迫することが予見される。さらに、物価高騰が続く中、被保険者の生活は依然として厳しい状況にある。

このような状況の中で、被保険者を対象として実施されている特定健康診査や特定保健指導は、受診者の疾病予防や重症化予防につながっており、保険給付費抑制の効果が期待できる。さらに、これまでの税率等の改定により、国民健康保険財政調整基金（以下、「基金」という。）については、令和7年

12月24日時点の残高で、5,059万2,054円を保有することができている。

以上の状況から判断し、保険税率は据え置きとし、保険税収入の不足額を補うために、基金を活用することが適切であり、その保有額を取り崩すことにより、被保険者の負担軽減を図ることが望ましいと考える。

(2) 「子ども・子育て支援金制度」の創設に伴う賦課税率等について

子ども・子育て支援納付金については、新たな制度が創設されたことに伴い、医療保険料(国民健康保険税)とあわせた徴収が必要となっているが、人数が少ない世帯の負担軽減を図ることが可能となることから、平等割の区分を設けず、所得割と均等割を徴収する、神奈川県で推奨している2方式とすることが望ましいと考える。

また、被保険者には新たな負担となることや、令和9年度、令和10年度も段階的に一人当たりの納付金額が増えることが決定していることから、被保険者の負担を鑑みて、令和8年度の保険税率を創設するにあたっては、保険税の不足分に基金を取り崩して充当することが適当である、との結論に達した。

以上のことから、令和8年度の本町の保険税の賦課額については、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分については据え置き、子ども・子育て支援納付金分については負担を下記のとおりとして答申する。

なお、国民健康保険制度の円滑な運営と保健事業の効果的な実施を目指すとともに、記3、「答申に当たり大磯町に要望する事項」について、十分留意されるよう要望する。

記

1. 国民健康保険税の税率・税額表

	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	(新) 子ども・子育て 支援納付金分
所得割率	6.8/100	3.1/100	2.6/100	0.2/100
均等割額 (一人当たり)	26,500円	14,500円	13,600円	1,200円
平等割額 (一世帯当たり)	21,000円			
	据え置き			新設

2. 施行期日 令和8年4月1日

3. 答申に当たり大磯町に要望する事項

- (1) 令和8年度の国民健康保険税率額等の改定は適正であるという結論に達した。令和9年度以降についても、事業費納付金の増額等も見込まれるため、適正な税率等の改定を図ること。
- (2) 国民健康保険財政の現状を町民が共有するため、あらゆる媒体を活用し、広報活動を進めること。
- (3) 被保険者の税負担の公平性から、現年度保険税の収納率の向上に努めること。また、過年度保険税の滞納額を減らすことを目標とし、引き続き収納率の向上に努め、徴収体制の整備を図ること。
- (4) 医療機関や調剤薬局等から提出される診療報酬明細書が適正であることを確認する体制づくりの推進、薬剤費の抑制と被保険者の自己負担の軽減につながるジェネリック医薬品の利用促進に努めること。
- (5) 国民健康保険事業の安定的な運営のため、国庫負担割合の引上げ等財政措置の拡充を図るよう、国に強く要望すること。
- (6) 特定健康診査・特定保健指導事業を推進し、これまで以上に保健師や管理栄養士が従事することで専門性を向上させ、医療従事者及び保健指導に従事する者の協力のもと、被保険者に対し早期受診による病気の早期発見や重症化予防の啓発に努めること。また、KDB(国保データベース)など様々なデータを積極的に活用し、事業展開を行うこと。
- (7) 子育て世帯の負担軽減を図るために、18歳以下の被保険者に係る均等割保険税を免除する支援制度を国の負担において創設するよう、国に強く要望すること。

子ども・子育て支援金制度が開始します

【参考】

「子ども・子育て支援金制度」って何？

- 「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- 支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。



なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- 子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものであり、そのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただくこと**としております。



いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが**、実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。



※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが**、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、

令和10年度で月額 **450円**（令和8年度は250円）と試算しています。



詳しくは、「**子ども・子育て支援金に関する試算**」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様に追加のご負担を求めることがない仕組みとしています。

こども家庭庁HP



児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

支援対象	児童手当(月額)
0歳～3歳未満	1.5万円
3歳～小学生	1万円
中学生	1万円
第3子以降	1.5万円

支援対象	児童手当(月額)
0歳～3歳未満	1.5万円
3歳～小学生	1万円
中学生	1万円
高校生	1万円
第3子以降	3万円

※令和6年10月分から拡充

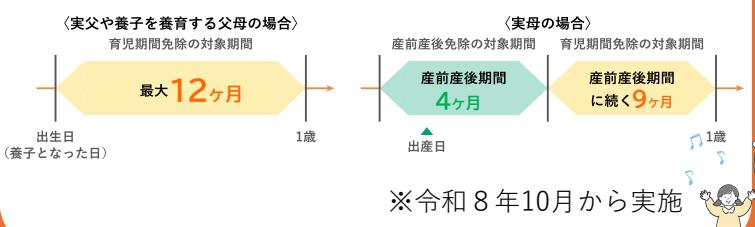
育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、
子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」
の面談と合わせて、
・妊娠届出時に5万円
・妊娠後期以降に
妊娠している
子どもの数×5万円
を支給します。



妊娠
届出時
5万円

妊娠
している
子どもの数
×5万円

※令和7年度から制度化

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、
子の出生直後の一定期間内に
両親ともに14日以上の育児休業を取った場合、
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 「こども誰でも通園制度」は、
保育所等に通っていない0歳6ヶ月から
満3歳未満の子どもが
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。
(こども1人当たり10時間／月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP
(概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ

